

共生社会を目指した公共空間 ～ユニバーサルデザインの進展と当事者参画の実践～

第73回バリアフリー推進勉強会 in さんふらわあターミナル（別府） 2024/5/24

©高橋儀平 tgihei@toyo.jp



〔写真〕1997年秋、高橋が初めて公共事業で当事者参画に関与した「さいたま新都心バリアフリー計画」(47ha)。国内で本格的にUDの動きが始まる直前であったが、整備の理念と目標はUDそのものであった。

0. 自己紹介
1. わが国のBF化、UD化の歩みを振り返る
2. 国連障害者委員会によるアクセシビリティに関する勧告
3. 改めてUDとは
4. 私が関わった当事者参画
5. 当事者参画によるデザイン手法は何を変えるか
6. まとめ

1

0. 自己紹介①、私が障害当事者に関わったきっかけとBF/UD

1974年4月、八木下浩一さん（1941-2020）に出会う。

八木下さんは重い脳性麻痺者3人と人里離れた収容施設ではなく、町の中の小さな家、「生きる場」を川口市に要望していた。右下写真：埼玉県蕨駅前での毎月1回のバンパ活動



・八木下さんと出会い、八木下さんの活動に参加する傍ら、建築とまちづくりの観点から仙台や各地の「福祉のまちづくり」の実態を調査、町田市、京都市、北九州市、スウェーデンなど。そこで『**障害者にとって住みやすいまち**はだれにとっても住みやすいまち』を確信。

写真上：第1回車いす市民集会（1973年9月、仙台市）その後、この集会は2000年代初頭まで2年に一度全国各地で開催され、当事者の自立と全国各地のバリアフリー運動を牽引した。

2

0. 自己紹介②、当事者との経験から地域を変える活動へ

地域の重要性！

1980年5月埼玉県坂戸市で重い脳性まひ児の普通学校への就学支援を機に、障害のある子とない子がともに生きる活動を目指し、グループ「うさぎとかめ」を結成！

うさぎとかめ活動の記録

ふつうに活動して地域を変える

1988. 8 埼玉県・坂戸市

- 月1回の勉強会、夏は海キャンプ、秋は運動会、冬はスキー旅行、
- すべてバリアだらけの環境に楽しく対峙**
- 駅や公共施設のバリア改善も要望・提案
- 自立生活や生活サポート活動等を展開

まちや観光地も交通機関もバリアだらけでも人だけは違った。グループのキャッチコピーは『ふつうに活動して地域を変える』

1. わが国のBF化、UD化の歩みを振り返る

●日本のバリアフリーの歴史は、当初から「当事者参画」

- ・1965 岡山市で視覚障害者用点字ブロック誕生（視覚障害者の歩行支援から）
- ・1971 仙台でBF/UD運動「福祉のまちづくり」の名称使用始まる
- ・1974 町田市福祉環境整備要綱制定（地方自治体初）
- ・1981 国際障害者年(障害者の完全参加と平等)⇒ノーマライゼーション思想
- ・1990 ADA(米国障害者差別禁止法)⇒日本の障害者運動に波及
- ・1992 大阪府、兵庫県福祉のまちづくり条例制定⇒ADAを背景に
- ・1994 ハートビル法制定 ⇒（高橋）国のバリアフリー施策に初めて関わる
- ・1995 大分県福祉のまちづくり条例
- ・2000 交通バリアフリー法制定
- ・2006 国連障害者権利条約(他者との平等、障害モデル、合理的配慮)
- ・2006 バリアフリー法（交通のBFと建築物のBFを統合、BF基本構想）
- ・2013 障害者差別解消法(2016年4月施行)
- ・2014 国連・障害者権利条約批准
- ・2016 新国立競技場のUDワークショップ始まる

・日本の福祉のまちづくり(BF)運動は初めから当事者参画の考え方でスタート

・60年代初頭北欧で Normalizationの動き

・70年代北欧を中心に Design for All

・90年代後半ヨーロッパで Inclusive society、イギリスで Inclusive designの動き

・1997さいたま新都心バリアフリー都市宣言

・2000年初頭日本にUDが伝播、全国各地の自治体がUDの基本方針、推進計画を策定 ⇒BF概念の広がり、当事者参画の動き

4

1. わが国のBF化、UD化の歩みを振り返る

- 2018 **バリアフリー法改正** (社会的障壁の理念/共生社会の目標、当事者参画)
- 2019 国交省**移動等円滑化評価会議** (当事者によるバリアフリー施策評価始まる)
- 2020 **バリアフリー法改正** (ハード・ソフトの連携、**公立小中学校等BF義務化**、BF施設の適正利用、基本方針・5か年目標見直し等)
- 2020 文科省**学校バリアフリー目標設定**、学校バリアフリー推進指針改正
- 2021 **小規模特別特定建築物基準化の新設** (条理化で500㎡未満施設の基準)
- 2022 **建築設計標準フォローアップ会議**始まる⇒**持続的なBF推進のチェック**
- 2022 **国連・障害者の権利委員会、日本政府への勧告**
- 2024 国交省住宅局「**障害者の居住にも対応した住宅設計ハンドブック**」
- 2024 **車椅子使用者用「便所、客席、駐車場」等建築物特定施設基準の改正**
- 2024 障害者差別解消法改正施行「**合理的配慮**」義務化

バリアフリー法 (基本理念) 第一条の二 (2018年改正)
この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

・実際には当事者参画の形骸化、参画者の分断、とみられる状況もある。

・東京2020オリパ大会を契機としたBF施策の加速←**IPCガイドの好影響**

2020年**公立小中学校等のバリアフリー化義務化**

・インクルーシブ教育の基盤づくり、共生社会の実現に、今後極めて有効と期待している。

『**オリパラレガシーの継承**』
多様性、共生 (Inclusive) 社会、**ユニバーサルデザイン**
当事者参画の加速

『**参加から参画**』へ
⇒プロジェクトと一緒に考える
⇒実効方策に責任を持つ
⇒整備を評価・検証する

2. 国連障害者権利委員会によるアクセシビリティに関する勧告

勧告は単に障害者を取り巻く環境問題への勧告に留まらない。
日本はインクルーシブな社会にどう変えるのかという問いである。

2022年9月

当面の目標
は次回審査
の2028年

第9条 施設及びサービス等のアクセシビリティ

- 所見：2.1 **ユニバーサルデザインの基準の導入**とアクセシビリティに関する戦略が限定的である。
2.2 特に**大都市以外において、情報のアクセシビリティ及び学校、公共交通機関、集合住宅及び小規模店舗のアクセシビリティの進捗が限定的である。**
- 勧告：(a) **障害者団体と緊密に協議**しつつ、全ての政府の段階における施設及びサービス等の利用の容易さ (アクセシビリティ) を調和させるとともに、**ユニバーサルデザインの基準を導入し、特に、建物、交通機関、情報及び通信及びその他公衆に開放又は提供される施設・サービス (大都市以外のものを含む) のアクセシビリティを確保するために、行動計画及び戦略を実施すること**
- 対応私見：**バリアフリー基本構想を義務化し、交通、道路、建築、街づくりを継続的面的に整備する長期戦略を立案する必要がある。**
バリアフリー基本構想協議会は当事者参画が最も進む法的ルール (現在努力義務)
地方都市のバリアフリー化では、**環境、歴史、伝統などと一体化したバリアフリーを実現し、訪れる人が誰でも楽しめる、魅力ある環境を構築したい**

2. 国連障害者権利委員会によるアクセシビリティに関する勧告

- 勧告：19条42. (c)障害者が**居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保**し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、**障害者が自分の生活について選択及び管理**することを可能にすること。
- 対応私見：**住まいは、世帯構成、就労形態、住居形態、立地、規模、家賃でも色々な選択肢があるべき。可能な限り誰もが選択できるバリアフリー化された住宅を準備することは国の責務。**少なくとも**公共的な集合住宅のアクセシビリティ**については速やかに対応したい。(第28条60. (c))
- 所見：2.3 アクセシビリティ基準及び**ユニバーサルデザイン**に関して、**建築家、設計者及び技術者に対する意識向上及び研修が不十分である。**
- 勧告：(b)建築家、設計者、技術者、プログラマーのための**ユニバーサルデザイン及び施設及びサービス等のアクセシビリティ基準に関する継続的な能力構築計画を強化すること。**
- 対応私見：**基本は大学等における「建築教育」の充実が必須、ただし限界があり、市民教育、義務教育、学び直し実務者教育と同時に進める。**経験のある技術者や設計者と共に、**障害当事者が参画する教育のしくみが必要。**

3. 改めてUDとは

UD7原則：公平性、効率性、柔軟性、単純性、許容性、認知性広さ・サイズ

●UDの目標：可能な限り多くの人が利用できる施設やサービスを実現し、差別や偏見のない環境を構築すること＝**国際社会の目標**

- ＊だが、UDの7原則を知っていてもUDが実現するわけではない。
- ＊大切なのはUDは万能ではないと認識すること。
- ＊困りごととはみな違う。UDも一人ひとりへの「対応」が必要な場合がある。
- ＊そのために、『**参画の場**』を作り多くの人の意見を聞く必要がある。

- UDは当たり前のバリアフリー法基準やガイドラインへの問いから。
- 参画・対話により、移動や生活の困難度の違い**が分かる。
- 当然であるがハードでもソフトでも限界はある。必要なのは**可能な限り多くの人と『対話』し、『情報』を共有し、蓄積すること。**
- 事業者や設計者は障害当事者等との対話で**間違いなく考え方・対応が変わる。**

4. 私に関わった当事者参画

当事者参画の実現は、時代背景、施設用途、さらに発注者の理解が必要で、ケースや整備事業の段階ごとに実に様々である。

パターンA

- ・基本設計後に当事者参画を実現
さいたま新都心バリアフリー計画、さいたまスーパーアリーナ
新国立競技場（旧ザハ・ディグス監修）など

パターンB

- ・コンペ審査員として、さらにUDアドバイザーとして継続参画
ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ：静岡県沼津市）
水戸庁舎整備事業など

パターンC

- ・発注者側のUDアドバイザーとして要求水準書から参画立案
新国立競技場（再公募「業務要求水準書」の作成段階から）など

パターンD

- ・事業者（コンペ応募者）のアドバイザーとして参画を提案
広島新サッカースタジアム（ピースウィング広島）など

（注）上記の事例は全て竣工済み

9

4-1. さいたま新都心バリアフリー計画

パターンA

- = 基本設計後に当事者参画を実現 =
《さいたま新都心バリアフリー計画1997-2003》
 - ・県内障害当事者とのさまざまな活動経験、県の福祉のまちづくり条例作業経験、研究活動の統合形態として参画を実現
 - ・障害当事者8団体との意見交換の場
 - ・実務作業は県から研究室にて業務委託
 - ・（県）さいたま新都心ボランティアを開発

当事者参画の特徴：当事者参画の場合は基本設計、実施設計図面の確認、施工段階における課題確認と合意形成

- ・47haの公共歩行経路設計の確認、特に、歩道の点字ブロック、車椅子使用者トイレ、広場、音声サインの配置、案内サイン計画
- ・点字ブロックの輝度比検証の実施
- ・事業者との交渉、実験検証等は研究室で対応（県有3施設、国4施設、JR1駅、UR設計の歩車道空間等）

さいたま新都心バリアフリー都市宣言（1997）

これからの都市は、子どもからお年寄りまで、性別を問わず、障害のある人も外国人も、すべての人が自らの意思で自由に訪れ、様々な人と交流し、安心して快適に活動できるまちづくりが求められています。（中略）

来る21世紀が誰もが自立し、希望を持って生きられる社会となることは、県民すべての願いであり、さいたま新都心がこの理想社会の実現に大きく寄与することを目指して、さいたま新都心をバリアフリー都市とすることをここに宣言します。

参画した当事者団体

【さいたま新都心バリアフリー懇談会】

- ①埼玉県視覚障害者の生活と権利を守る会、②埼玉県聴覚障害者協会、③埼玉県手をつなぐ育成会、④誰もが使える交通システムにする会、⑤埼玉県身体障害者福祉協会、⑥埼玉県障害者自立生活協会、⑦埼玉県視力障害者福祉協会、⑧OMIYAぱりあフリー研究会

* 2000年の街びらき後も継続的にWSが開催された。¹⁰



4-2. ぬまづ健康福祉プラザ（静岡県沼津市）

パターンB

- = コンペ審査員からUDアドバイザーへ =
《ぬまづ健康福祉プラザ2005-2007》
 - ・構想段階からの開館後の運用まで一貫した市民参加事例。
 - ・プロコンペ審査員として関わり、後にUDアドバイザーとして参画、竣工1年後には事後検証を実施し、UD成果を確認

市民参加型の特徴：

- ・基本構想段階からコンペ、運営に至る市民参加とUDの実現
- ・プロポーザルコンペは公開審査で実施
- ・プラザインテリアでは市民、児童によるワークショップで壁面デザイン等を作成
- ・運営ボランティア（①受付、案内、②情報・展示、③緑化、④託児）を公募し、実施設計後から開館まで約30回の研修会を実施、UDの実現するためには施設運営に市民、利用者の参加が重要と認識

参画した市民団体

【利用運営検討会議】= 施設の良好な活用を目指す

- ①公募市民、②障害者団体、③ボランティア団体、④自治会、⑤上記以外の各種NPO、⑥アドバイザー（福祉系、建築系）2名



4-3. 国立競技場

パターンC

=発注段階からUDアドバイザーとして=
《国立競技場2014-2023》

【第一段階 基本設計後から】

- ・旧ザハ案基本設計後にUDアドバイザーとして関わる。目的は、基本設計のUD修正経緯はさいたま新都心バリアフリー計画と類似
- ・2014年9月、**発注者に障害者団体の招集を要請**し、基本設計の見直し、2015年3月の実施設計完了まで当事者団体との懇談会が開催される。

参画した当事者団体

UDワークショップ

全国規模の障害者団体10（各1～2名）、高齢者団体1、子育て団体1、パラスポーツ団体2、計14団体
UDアドバイザー発注者側1名、事業者側2名

■UDWSの実施回数：基本設計5回、実施設計7回、施工段階9回、計21回

【第二段階 業務要求水準から】

ザハ監修案白紙撤回後、

- ・UD業務要求水準書作成アドバイス等
- ・事業者決定後から事業アドバイス

2015年9月UD「業務要求水準」(抜粋)公表

- ① オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、全ての利用者が円滑に利用できる『世界最高のユニバーサルデザイン』を導入したスタジアムを目指す。
- ② UDの実現に最も重要な点は、多様な利用者ニーズの把握である。そのため、設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得てUDワークショップを開催し、関係者の意見を集約した上で業務を進める。

国立競技場UDワークショップ（2016/2～2019/9、全体会、モックアップ検証など）

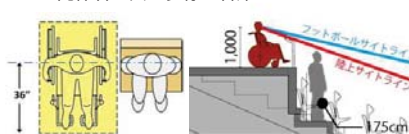


13

14

【参考】当事者参画で生まれた国立競技場UDワークショップ以降のUD、BF基準以外の成果

■同伴者と共に多様な客席 ■サイトライン



EV聴覚障害者等の緊急対応モニター（国立競技場）



広島スタジアムのセンサリールーム

広島スタジアムのヒアリンググループ席

15

*男女共用トイレ

⇒異性同伴介助、設備配置の効率化、トランスジェンダーへの対応などで有用
⇒庁舎、オフィスビル、駅、大規模商業施設、学校等では必須。

■大規模交通機関などでは、『多機能トイレ』内の設備の分散でさまざまなトイレの困りごとを解決し、誰もがストレスのないトイレ利用の実現を目指したい。



男女共用

乳幼児用設備を配置した個室



オストメイト用設備を配置した個室



ストレッチャー対応の車椅子使用者用トイレ



同伴利用を想定したやや広めの共用トイレ



全個室の公衆トイレ

トイレは用途や規模により男女比、共用トイレの配置、付加すべき機能、車いすトイレの大きさや数が変わる。当事者参画により一定の方向が見いだせる

5. 当事者参画によるデザイン手法は何を変えるか

■まず考えて欲しいこと

- ・ 万能なBF/UDはない、とりあえず60点から70点を目標に！
- ・ 利用者、生活者の公平性が大原則、だれでも利用や生活を区別されることは好まない。区別が差別や偏見を助長する。「環境が差別を生み出す」
- ・ 人を、環境を大切にすること、すべては利用者を想像し、リスペクトすることから参画型デザインが始まる。

■そのためにどうするか

- ・ 発注者、事業者、設計者が利用者(障害者等当事者を含む)とともに考える枠組みをしっかりと構想する。「タイミングは可能な限り早い時期に」
- ・ すべては『出会う頻度』から始まる。出会いがなければ、多様性も、インクルーシブなデザインも、共生社会の理解も行動も始まらない。

■その先はどうなるか

- ・ 当事者参画は共生社会づくりの基本的手法。「当事者自身の気づき、行動が重要」
- ・ とはいえ、差別や偏見は簡単には解消されない。気づきをカタチに変えないと気づかない。その形のひとつがみんなで議論したUD
- ・ 大変な面もあるが、間違いなく、一緒にやって良かったに変わる。

17



6. まとめ

障害のある人をはじめ色々な立場の人や困りごとがある人が身近にいるのはごく当たり前、特別なことではない。

いつの間にか私たちが『特別』にしてしまい、「心のバリアフリー」を叫んでいる。もう一度考えてみよう！行動してみよう！

『障害当事者参画論第二版』編集（一社）日本福祉のまちづくり学会未来型UD戦略特別研究委員会、頒価500円、購入申込は下記までお願いします。

ご清聴ありがとうございました！

高橋 tgihei@toyo.jp

18